



日本トレーラーハウス協会は現地の災害対策本部の依頼を受けて、無償で効力月間提供できるトレーラーハウスを準備し、写真にある3台の車両を被災地に送ったのだが、その場所にはすでに多くのトレーラーハウスが現地入りしていた。同協会はそのときに違法行為を行つた業者の存在を知ったうす。

# 熊本被災地で違法業者が暗躍 トレーラーハウスの活用に危惧

■取材協力：一般社団法人日本トレーラーハウス協会 TEL: 03-5614-0941 [www.trailerhouse.or.jp](http://www.trailerhouse.or.jp)

トレーラーハウスは  
仮設住宅にも最適

活用が注目される。トレーラーハウスは海外ではキャンピングトレーラーと呼ばれるキャンピングカーの一種だが、日本では公道を移動できる保安基準のサイズを超えてしまうことがあるため、「自動車を利用した工作物」として一定期間その土地に定置して住居や店舗などに利用するもののことと通常のキャンピングカーと区別するためにトレーラーハウスと呼んでいるのである。

トレーラーハウスは建築物でもなければクルマでもない、逆に言えば建築物でもありクルマでもあるため、定義するのが非常に難しい存在である。そもそも海外の文化を日本に輸入したものなので、しっかりととした法整備もされていない。ただし、その活用法にはさまざまな可能性がある。本誌でも以前にトレーラーハウスの店舗・事務所としての活用法を紹介したが、災害時には仮設住宅として活用するのも最適である。基礎工事が不要なので通常の建築物よりも低コストで工期も短くてすむ。さらには別の場所で家具・家電を設置した状態での移動が可能であり、土地側の準備が整つていればラジオラインとの接続のみで即日入居することができます。また仮設住宅で

被災地での販売目的で違法行為を行う業者も

は災害時の備えとしても有効活用できるものである。震災で家を失つて避難所での宿泊や車中泊をしている被災者にとつては仮設住宅としてトレーラーハウスを切望している人も多いことだろう。しかし、そのような需要を見越して、現在熊本の被災地には数多くのトレーラーハウス業者が現地入りしているのである。

別に被災地で営業活動したからといって、何ら問題はない。被災者を食い物にするようで印象はあまり良くないが、すぐにでもトレーラーハウスを購入したいという人は現にいることだろうし、そうした業者を非難するつもりもない。ただし、そうした業者のなかには違法な手段を用いてトレーラーハウスを現地に移動させているものがいるのだ。

日本トレーラーハウス協会(以下、JTHA)によると、同協会の加盟会社がGW期間中に高速道路を違法に

に走行するトレーラー・ハウスを日豊している。トレーラー・ハウスの移動は、車検を取得していない保安基準第2条の制限を超えるサイズのものについては特殊車両通行許可を取得しなければいけないし、なおかつ車幅3mを超えるものについては高速道路を走行することはできない。同協会の加盟店会社が目撃したものは明らかに車幅3mを超えるものだつたという。おそらくこうした業者はは災害特措法で従来なら1カ月以上かかる通行許可申請が1週間に短縮されたことで、細かいチエックがないのを利用し、寸法を偽つて不正に通行許可を受けるなどしているようだ。特措法でも3mを超える車両は高速公路の通行を許可していない。

と同様に事前の建築確認申請が必要になってしまったのである。いまそれがと同じことが熊本でも起ころうとしている。

彼らのような違法行為を行なう業者が信頼できるはずもないし、もしもしたら詐欺まがいの行為を行つて、いる業者もいるかもしれない。そのようなことが東日本大震災の際には実際に起きている。こうした状況を受けてJ-TCHAでは、地元警察等に取締の強化を依頼するとともに、このような悪質な業者の存在について注意喚起を行つていている。

●はみ出し情報● JTHAとは別の一般社団法人が益城町から発注を受けたという話だが、その協会のホームページを確認したところ「大型トレーラーハウス(3.33~2.5m幅)の高速道路の通行許可」などという、真偽のわからないあいまいな表現の記載があった。 32